

特定行為に係る看護師の研修受講生募集について



特定行為看護師として

療育の輪を広げよう



当センターは国で推進されている「インクルージョンの推進」や「医療的ケア児・者への支援拡充」の一助として、「在宅・慢性領域パッケージ分野※に関する看護師特定行為研修」を開講いたします。（令和7年10月開講申請中）

期間や受講費につきましては別途添付いたしました「募集要項概要」をご確認いただきますようお願い申し上げます。

「療育としての特定行為」をぜひ皆様と探求し、障害のある方とご家族の生き生きとした暮らしの支えの一つに、さらにはその支援者の方々が安心できる存在になれば幸いです。

※在宅・慢性領域パッケージとは：以下4つの行為について習得いたします。

- ①気管カニューレ交換
- ②胃ろうカテーテル、腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
- ③褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
- ④脱水症状に対する輸液による補正

特定行為って何が
できるんだろ？

今の職場に必要な
資格なのかな？

職員に取らせたいけ
ど、求めているスキル
が身につくのかな？

お気軽にお問い合わせください！
Mail:tokuteikoui@ryouiku.or.jp
TEL:03-3974-2146



© 2014 JOSHIBI, Yuka Nakano



(福)日本肢体不自由児協会 心身障害児総合医療療育センター

別添

募集要項概要

① 定員

10名

② 研修期間

令和7年10月～令和8年9月(1年間)

募集受講生の今後の日程(目安)

令和7年10月 入講式・オリエンテーション、共通科目受講開始

令和8年3月 共通科目修了判定、区分別科目受講開始

令和8年9月上旬 区分別科目修了判定・修了式

※なお、在籍期間は最長2年間とする。

③ 募集開始時期

令和7年4月～6月まで

※指定研修機関として申請中。令和7年8月末に開講の有無が決定。

④ 受講資格

次のイ)～ハ)のいずれの要件も満たす看護師であること

イ) 看護師免許を有すること

ロ) 看護師の免許取得後、通算5年以上の看護実務経験を有すること

ハ) 所属長の推薦を有すること

⑤ 修了要件

イ) 共通科目を全て履修または当センター指定共通科目同等を直近2年以内に履修し、筆記試験もしくは観察評価に合格すること。

ロ) イ)修了後に選択した区分別科目を履修し、一部の科目では実技試験に合格すること。

ハ) 研修修了者には、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令に基づき修了した特定行為区分ごとの修了証交付、及び研修修了者の名簿を厚生労働省に提出する。

⑥ 受講費

下記いずれかのコースを選択

料金体系	通常(通講のみ)	通常(宿泊有)	共通科目免除(通講のみ)	共通科目免除(宿泊有)
入講料	¥300,000	¥500,000	¥300,000	¥500,000
共通科目	¥100,000	¥100,000		
区分別科目	¥200,000	¥200,000	¥200,000	¥200,000
合計	¥600,000	¥800,000	¥500,000	¥700,000

※宿泊有について

実習時及び当センターでの講義受講時等に当センター宿泊施設を使用するプラン(素泊まり程度)

以上

